

厚生労働大臣の定める揭示事項

I 入院基本料について

当院は「急性期一般入院料 1」の届出を行っております。

なお、実際の看護配置については各病棟に掲示しております。

II D P C対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる算定する、「D P C対象病院」です。

医療機関別係数：1.5446

(基礎係数：1.0451 機能評価係数Ⅰ：0.3749 機能評価係数Ⅱ：0.0904 救急補正係数：0.0342)

III 当院では、関東信越厚生局に下記の届け出を行っております。

1:入院時食事療養について

入院時食事療養Ⅰを算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に、適時夕食については午後6時に適温にて提供しております。

2:基本診療料の施設基準等に係る届出

別掲「基本診療料等の施設基準等に係る届出一覧表」をご覧ください。

3:特掲診療料の施設基準等に係る届出

別掲「特掲診療料の施設基準等に係る届出一覧表」をご覧ください。

IV 明細書の発行に関する事項

当院では医療費の内訳が分かる明細書を無料で発行しております。

(不要の場合につきましては窓口にて申し出ていただくようお願い致します)

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行することと致しました。

V 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、紙おむつ代、証明書、診断書料等につきまして、その利用日数、使用料、利用回数に応じた実費でのご負担をお願いしております。別掲「自費料金一覧表」をご覧ください。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は一切認められておりません。

VI 入院期間が180日を超える入院について

厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除き別途料金が必要になります。

1日につき 2,480 円（通算対象入院料の基本点数の15%相当）